

ブレトン・ウッズ機構をめぐる 若干の問題

昭和27・10・1

目 次

- 一、はしがき
- 二、国際通貨基金
 - (1) 基金の基本構想とドル不足
 - (2) 基金資力利用の問題
 - (3) 過渡期規定の問題
 - (4) 屈伸相場の採用
 - (5) 基金の金政策と各国の態度
- 三、国際復興開発銀行
 - (1) 貸出状況
 - (2) 貸出余力の問題
 - (3) 貸出に関する諸制限
 - (4) 国際金融会社の構想
- 四、むすび

一、はしがき

周知の如く国際通貨基金及び国際復興開発銀行を両翼とするブレトン・ウッズ機構は第一次大戦後の失敗に鑑み、各国の協調を基に、国際金融の中に一種の計画性を導入し、以て世界経済の安定と進歩を図らんとしたものである。しかしながら戦後の世界経済は一九四四年同機構生誕当時の予想とは著しくかけ離れ所謂「ドル不足」によつて端的に表現される烈しい不均衡状態に陥り、かくて同機構の

運営も相当程度修正されざるを得なかつたと共に、その存立にも関わる多くの問題に当面せざるを得なかつた。

先ず通貨基金についてみればその限られた資力を以てしては巨額な各国のドル不足を賄ふことは到底できず、ドル不足の解決はこれをマーシャル・プランの如き米国の特別な援助に委ねざるを得ない状態となり、徒らに、その資力を温存する政策を採つていくという感を与えることゝなつた。これは同時に米国を除く各国に基金存在の必要性を疑わしめる結果ともなり、延いて基金の基本構想と逆行するような各種の提案を論議せしめるに至つた。為替制限の撤廃を条件としない基金資力利用の要請、過渡期規定の延長、屈伸相場の採用、金価格引上げの動き等何れもこれに属するものであつて、伝統的金本位制に近い立場をとる基金に対する軟貨圏諸国の不満の現われとみられないこともない。

他方国際復興開発銀行についてもヨーロッパの復興貸付はこれをマーシャル・プランに譲り、主として後進地域の開発用貸出にある程度活潑な活動を示していることは否定しえないが、なお貸出余力、貸出に関する諸制限等により、その十全の機能を果していない憾みなしとしない。

このような両機構の現状からみれば、日本の両機構への正式加盟に伴う実質的利益についてはこれを過大評価することはできないであらう。即ち国際収支の一时的不足に悩んでいない現在の日本としては基金資力利用の必要も又機会もさし当りないものと思われるが、銀行についても、もとゞゞ債券発行による外些して融資余力はなく(現在手許資金は六八百万ドルに過ぎない)、しかも貸出はその対象たる復興開発計画のうち所要外貨資金だけを供給することを原則としていること等を考慮すれば、日本の受け得る実質的利益は必ずしも多くはないように思われる。勿論このように差当つての利益という面のみから同機構への正式加盟の意義を秤量するのは誤りであり、わが国が経済的にも国際社会の一員としての資格を認められるに至つたということに伴う長期的にみた場合の有形無形の利益こそ最も高く評価されねばならないであらう。特にわが国が国際的協力を通じてのみ今後の発展を期待し得る事情にあることを考慮すれば、為替、金融の問題についての国際的協力機構ともいふべきブレトン・ウッズ機構への加盟の意義は無視す

べからざるものがあり、同時に同機構の動きに対し無関心であつてはならないであらう。

二、国際通貨基金

(1) 基金の基本構想とドル不足

第一次大戦後における世界経済の復興は戦前半世紀にわたつて巧妙に運営された金本位制の持つ自動調節作用への過信からむしろ失敗に終り、各国通貨の混乱と貿易の縮小をみたことは周知の通りである。このような教訓に鑑み、国際通貨基金は理想的な為替制度を打ち立てて為替の安定と通商の自由を通じ、世界経済の発展と安定に資することを目標として発足した。この目標達成のため基金は各加盟国から金又は金と一定の価値関係を持つ各国通貨を醸出せしめて共同の為替資金を設定し、各加盟国が一時的理由によつて国際収支の不足を生じた場合に自国通貨を以て所要外貨を買入れしめ、国際収支の不均衡を是正せしめると共に、加盟国に対して(1)為替相場の安定、(2)経常的支払に対する制限の撤廃、(3)差別的通貨取極ないし複数的通貨措置の排除の義務を課している。

しかしながら基金が十分その機能を果し得るためにはその前提として世界経済は安定しているか、すくなくとも大きな不均衡が存してはならない。しかるに現実の戦後の世界経済は当初の予想以上に深刻な不均衡に満ちたものであつた。即ち今次大戦を契機として戦前一応均衡を保つていた世界経済はそのバランスを失ひ、米国の生産力は飛躍的發展を遂げた一方、米国を除く各国は戦勝国、戦敗国の別を問わず、経済的疲弊甚しく、対米依存の度を強め、かくて米国の出超傾向は甚だしく増大すると共に各国の金・ドル準備は枯渇し、深刻なドル不足の状況を生ずるに至つた。このため各国は厳格な輸入制限、為替統制を実施する一方、これによつてもなお国際収支の均衡を維持し得ない国においては複数為替相場の採用、或は平価切下げの実施等の手段に訴へた。その後朝鮮動乱勃発に伴い米国が再軍備計画の一環として実施した戦略物資買付の増大により、一時ドル不足問題は解消したかにみえたが、此の間における世界的なインフレ傾向は、西欧各国の軍拡の本格化と相俟ち逆に世界経済の不均衡をより複雑ならしめるに至つた。

基金としても戦後世界経済の不均衡を或程度は予想していた所であり、業務開

ブレトン・ウッズ機構をめぐる若干の問題

始後五年間の戦後過渡期を設け、この間は経常的支払に関する制限、その他の特別措置を認める等の例外措置をとつてきたのであるが、ドル不足に集約される世界経済の不均衡は到底基金の予想していたような簡単なものではなく、この点に關し去る九月初めの基金総務会に提出された年次報告でも「戦後七年を経過した今日なお国際収支のバランス回復の途はほど遠く、為替上の諸困難ないし諸制限が国際貿易の常道と化していることを基金が報告しなければならぬことは遺憾である」と述べている程である。このため為替の安定と為替制限の撤廃による多角貿易の確立を通じ世界経済の安定と発展を図らんとする基金の運営は重大な修正を余儀なくされている。

以下基金の運営に關連して最近問題になつている諸点に觸れてみる。

(2) 基金資力利用の問題

一九四七年三月一日国際通貨基金が業務開始に當つて解決を迫られた重要問題の一つはその限られた資力を最も有効に使用する政策を樹立するにあつた。戦後において基金に対する通貨需要中最も大きいのはいうまでもなくドル需要であつて基金がこれらの需要に無制限に応じたならば、そのドル資金は忽ちにして枯渇し、基金本来の目的を達することができないこと明らかであつた。こゝに基金の運営方針と各国の要求との間に見解の相違が生じた。

加盟国の主張は加盟国が基金協定に従い、経常的国際収支の一時的不足を生じ基金より資金を引出さんとする場合には基金当局は自動的にこれに應じなくてはならないというにあつた。これに対し基金当局としては果して経常的国際収支の一時的不足が生じているか否かは基金当局の認定によるべきであつて、各国の一方的な主張によつて自動的に引出さるべきものではなく、又各国は基金資金を利用する前に自己の資金源を利用すべきであるという見解をとり、このため基金の資金利用は理事会の徹底的な調査を経た後許可され、従つて絶えず通貨が不安定な状態にあつて、その改善の見込がない場合には基金よりの外貨買入を許可しない方針をとるに至つた。

開業以来の基金取引状況をみれば第一表の通りであつて、加盟国の外貨買入総額は八六二・五百万ドル、うち米ドルの買入総額は八一七・一百万ドルと各国の

ドル需要を強く反映している点が注目される。しかしながら諸外国のドル不足を埋めるために戦後毎年数十億ドルの米国援助が供与されてきたことを考慮すれば、基金のドル貸売却額は決して大きいとはいえない。これは基金の資力に限界

があり、実際の運用上加盟国への外貨売却を厳格にせざるを得なかつたこと、並びに一九四八年のマーシャル援助開始以来援助を受けている国に対しては原則としてドル売却を停止したためである。

(第一表) 国際通貨基金加盟国外貨買入状況

(単位 百万ドル)

相手国	通貨名	外貨買入							計
		一九四七年	一九四八年	一九四九年	一九五〇年	一九五一年	一九五二年 十一月十五日	計	
オーストラリア	米ドル	11.0	22.0	20.0	20.7			20.0	
ブラジル	英ポンド			37.5				88.0	
チリ	米ドル	8.8				28.0		1.7	
コスタリカ	米ドル					3.4		0.9	
チエコスロヴァキア	米ドル							0.9	
デンマーク	米ドル	3.4	6.8		1.3			6.0	
エジプト	米ドル				8.5			0.2	
フィンランド	米ドル	25.0	68.3					125.0	
イラン	米ドル			31.7				100.0	
イタリヤ	米ドル					6.6		8.8	
レバノン	米ドル					9		9	
メキシコ	米ドル	22.5				22.5		9	
オランダ	英ポンド	6.0	16.5					75.1	
ニカラガ	米ドル		6.8						
ノルウェー	米ドル		5.5						
パラグワイ	米ドル		4.6			9.6		9	

は次の通りである。

(イ) 基金協定によれば資金の利用は経常的国際収支の一時的不足を来した場合に限られているが、ベルギーの国際収支はむしろ黒字を示している。従つて基金の外貨売却条件は相当程度緩和されてきたものとみることが出来る。

(ロ) 援助は回転基金方式により、必要に応じて五カ年間利用しうる。但し、六カ月毎に更新することを条件とする。

(ハ) 返済はEPUのベルギーに対する毎年一〇百万ドルの年賦償還金による。

元来EPUは多角的決済の端緒を開くことを企図しており、基金としてもEPUの発足当初これは基金の標榜する多角的決済への途を開くものとして積極的にこれを支持する態度をとつていた。又EPUの協定条文中にもEPUは「国際通貨基金との緊密な協力が好ましく、又EPUの運営委員会はいかなる関係が適切であるかを検討してこれを基金理事会に報告する必要があると思われる」と述べ、両者の関係を緊密にすべきことを謳つてゐる。しかしながら実際にはEPUは次第に地域的なブロック化の傾向を明かにし、ヨーロッパ以外の諸国に対し差別的性格を有するようになった一方、基金は、マーシャル援助を受けている国に対して援助を与えざる方針を堅持してきたため、こゝに当初の意図に反して両者の関係は疎遠となり、殆んど何等の連絡、協調も行われなないというのが実情であつた。このような事情を背景として基金が今回EPUの援助に乗りだすに至つたことは極めて重要な基金の政策転換といわねばならない。勿論実際に行われた形式はベルギー、トルコに対する援助であつて、EPUに対する援助ではないが、

これは基金のEPUへの直接援助には法律的に疑義があるためとられた便宜上の措置で根本は明かにEPUに対する援助を主眼としたのである。これにより基金とEPUとの緊密な協力関係の確立が期待されると共に地域的多角決済制度に対する基金の疑惑も解消し、この線に沿つて全般的な多角決済への道が拓かれることも期待される。これと同時に従来停止されていたマーシャル援助参加国に対して基金の資力が再び利用されるに至り、ルース基金専務理事も去る九月の総務会の席上で基金資金利用緩和の問題に触れ、資金利用の活潑化を約束すると共に、パキスタン代表の援助の枠(加盟国の一年間の資金利用は出資額の二五%以下)拡

大の提唱に対しては場合によつてその撤廃も考慮する旨を言明、注目を惹いた。

(3) 過渡期規定の問題

国際通貨基金協定によれば戦後過渡期においては加盟国は基金の目的に沿いつつ、できるだけ為替の制限撤廃に努力するという条件で、經常支払に対する制限を継続することが許される。過渡期の規定は本年二月末を以て期限が到来しているが、再軍備の重圧に喘ぐ西ヨーロッパ諸国をはじめと大多数の加盟国には到底為替制限を撤廃する余裕なく、現在制限を課していない国は米国、カナダ、メキシコ、ホンジュラス、ガテマラ、エルサルバドル、パナマの七カ国(本年一月基金発表)に過ぎない。このような事情に鑑み基金は為替制限撤廃に関する委員会を設け、現在為替制限を行つてゐる加盟国と左の事項に関し、協議を重ね、その漸進的撤廃をはかつてゐる。

- (イ) 国際収支状況
- (ロ) 対外決済準備の内容及び額
- (ハ) 外貨ボジションに関する国内経済情勢
- (ニ) 経済安定方策
- (ホ) 為替制限の一国内外経済に及ぼす効果
- (ヘ) 為替制限を必要とする対外的事情
- (ト) 為替制限を緩和した場合の影響
- (チ) 将来の為替制限緩和の見通し
- (リ) 為替制限緩和の実際の方策

以上の諸点に関し協議の後委員会は為替制限撤廃に関する基金の勧告案を作成、総務会で採択の上、各国に勧告を行うこととなつてゐる。右の措置の完了は本年一杯を要するものとみられるが、この間基金は七月中旬為替制限に関する第三回年報を発表して現状勢において一国が為替制限を緩和し得るや否やは関係国の国内事情と諸施策の如何にかゝつており、その実施が容易でない点を卒直に認めつつも、各国は為替制限を最少限度に止め、且つ近い将来これを撤廃することを目標とすべきことを強調している。いうまでもなく現状において基金加盟各国の為替制限の撤廃を行うことは容易ではない。仮令基金がこれを条件に外貨を供給

するとしても何程の効果も挙げ得ないであろう。問題は世界経済の不均衡という基金の範囲外の分野にある。しかも基金は其の協定の建前上この目的達成のために努力しなければならぬ。今後基金が如何に主要加盟国間を斡旋し或は勧説して、又同時に基金の資力を駆使してこの困難な問題の解決に資するかこそ基金の鼎の軽重を問わねば点であろう。

(4) 屈伸相場の採用

基金加盟国は為替の安定を促進し、他の加盟国との間に秩序ある為替協定を維持すると共に戦前にみられた如き為替切下競争の発生を避けるために基金と共同動作をとることを要請されている。このため加盟国は為替相場の基準となるべき平価を金又は米ドルを以て表示しなければならず、その国の経済の基礎的不均衡を是正するため必要な場合以外は原則としてその変更が認められない。しかしながら戦後世界経済の不均衡から平価を変更せざるを得なかつた加盟国は二十カ国、又基金との間に平価を設定していない国は十五カ国に達している。

このような基金の現状から基金協定による固定的な相場に対する批判も漸く現われ、これに代えるに屈伸相場を以てするという論が最近擡頭している。それは一言にしていえば伝統的金本位制に近い立場をとる基金に対する軟貨圏諸国の不満の現われとみられるのであるが、その論拠は次の通りである。

(イ) 為替相場安定の利点は世界経済の基礎的条件が安定を保っている場合にのみ発揮される。現在のような不安定な世界経済の下では為替相場の変更を必要とする場合も多く、固定相場を頻繁に変更するよりも実勢に応じた自在に変動する相場を採用することこそ適切である。

(ロ) 一國通貨の均衡相場を算出することは技術的な困難を伴う。一般に相場は政府による一方的な設定よりも市場の需給関係による相場決定を建前とする屈伸相場を採用した方が遙かによい結果を齎す。例えばスタテイスト誌は現在ポンドが屈伸レートを採用すれば相場は一応二・五〇ドル程度に落ち、その後は平衡基金の出動によりポンドは安定するであろうが、現状の二・八〇ドルの固定相場のまゝ平衡基金で買支えれば平衡基金は枯渇し、結局二・八〇ドルを維持することが不可能となるのは勿論二・五〇ドルを遙かに下廻る

ブレトン・ウッズ機構をめぐる若干の問題

点に下落することになるであろうと指摘している。

(ハ) 一般に平価の切下げはそれに対する圧力が大きく累積してしまつた後に於いて否応なしに行われるから、屈伸相場を採用するよりも思惑業者を利するのみならず、相場変更の衝撃は大幅となる。

右の屈伸相場制は一九四六年三月以来イタリーが、一九四八年一月以来フランスが、又一九五〇年十月以来カナダが実施しているが(イタリー、フランスの場合には必ずしも眞の屈伸レートといふ得ない)、特にカナダが成功を収めて以来この問題が注目されるに至り、昨年五月にはECGが、本年に入つてからは国際商業会議所、国際決済銀行が何れもその採用を勧告していることは注目に値する。

屈伸相場の採用は基金の構想と背馳することはいうまでもなく、昨年九月の総務会に提出された年次報告において、「相場の『自然』水準制を主張するものは複雑な問題を簡単な方式で解決せんと意図するものである。しかしある国の為替相場にとつて自然水準という如きものはない。適当な相場とは何れの場合にもその国又はその国が重要な経済関係にある諸外国の経済、財政、通貨等の諸政策によつて決定されるものである。もしある国の経済がある為替相場を採用せんとするならば財貨及びサーヴィスの生産者、売手、買手がその為替相場に伴う新しい価格、原価関係に即応するための時間がなくてはならない。」と述べ、自然的に決定される為替相場は必ずしも適正な相場とは限らず、更に基金の平価変更の制度は十分に事態の変化に即応しうるものであると反駁している。

たゞこゝで注目される点は最近における屈伸相場の採用がポンド自由化の一環としてポンドの自由交換性の回復と共に呼ばれていることである。一九四七年のポンドの自由交換性回復の試みは僅か一カ月で停止の止むなきに至つたが、この際基金協定による固定相場の維持については何等の疑念が挟まなかつた。このような失敗に鑑み、その後ポンドの自由交換は実現不可能な一つの理想たるに止まり、問題は海外からの景気波動を遮断するための手段としての屈伸相場の採用が重視された。一九四九年九月の平価切下げ当時或は一九五一年春の論議はこれに属する。しかしながら今年初頭開催された英連邦蔵相会議でポンドの自由交換性の回復が危機打開の目標として採り上げられるに至つてから屈伸相場を前提と

する自由交換性の回復が現実の問題として登場するに至っている。

現状において屈伸相場採用の最大の論拠は公定相場とチープ・スターリング相場との較差を利用して第三国を通ずるコモデティー・シヤンテイング(迂回貿易)が盛行を極め、英国に帰属すべきドルが失われるのみならず、既得販路を横取され、延いてはポンドのショート・ポジション増大を齎すのみであるという点にある。このため英国がさし当り採りうる途は固定相場を放棄して屈伸相場を採用することであるが、その採用はポンド圏の紐帯弛緩の傾向に拍車をかける可能性を孕んでいる。こゝに屈伸相場の採用と共にポンドの紐帯を維持するために少くとも非居住者勘定のポンドにつき交換性を回復しなければならぬという主張が生じてくるのである。

屈伸相場採用は基金の反対もさることながら、ポンド世界通貨としての地位に悪影響を及ぼし、或は米國資本の流入に大きな支障を来す等種々困難な問題を孕み、これが採用は軽々には行われぬであろう。たゞ最近の屈伸相場採用の問題はポンド自由化の一環としてポンドの自由交換性の回復と共に呼ばれているだけに基金の側の同情も予想されており、完全な屈伸相場の採用とは行かぬまでも、現在の基金協定による平価の上限、下限一%の枠をフアイナシヤル・タイムズ紙の如く、五%前後に拡張して或程度屈伸レートへの要望に基金が応えることも考えられないではない。

(5) 基金の金政策と各国の態度

基金加盟国の通貨の平価は金又は金一オンス三三三ドルで結びついている米ドルを共通単位として表示される。従つて基金としてはその主要目的の一つである為替の安定を図るために平価の基礎となつている金の価値安定に力を注いできた。基金協定もこの点に関し加盟国の金取引のための平価の上下マージンを規定し、加盟国は右のマージンを越えた額で金取引を行つてはならないこととなつている。

しかるに戦後のインフレーションにより一般物価は高騰しているにも拘らず、金の買上価格は一九三四年以来一オンス三五ドルに釘付されているために産金業者はコスト高で引合わず、金の生産は戦後若干の増産がみられたとはいえ、一九

五一年の産金額は八二六百万ドルと過去のピークたる一九四〇年の一、二九五百万ドルの約三分の二に過ぎない。他方米國を除く各国の國際収支の逆調を埋める對外決済用の金需要も大きい上に、國際政情の不安、戦後のインフレーション高進に伴う通貨に対する信頼度の低下から退職用金に対する需要も旺盛を極めた。

このような金の需給関係から、金の自由価格は著しく公定価格を上廻り、従つて産金国の間には金をプレミアム付で売却するものも現れた反面、産金業者に補給金を支給し産金額を維持せんとする傾向も生じ、基金の目標とする為替安定を阻害する状況となつた。特に金のプレミアム付取引の盛行は加盟国の通貨平価を破壊し、又は徒らに民間の退職を助長するのみで貨幣準備を減少せしめるという見解から基金は一九四七年六月加盟国に対し、プレミアム付価格による金の取引を停止するよう勧告している。もつとも南阿は世界最大の産金国であり、且つその輸出の三分の一は金が占めているという特殊事情から若干の曲折を経て一九四九年基金の同意をえて、美術工業用金について自由市場での取引が許されたが、このため同国は毎年四億ドルに及ぶ産金額の約四〇%を公定価格以上で輸出し、これによる収益増加は一九五〇年下半期中に生産された金にあつては一オンス約七〇セントであつたのが、一九五一年第一・四半期には一オンスにつき二ドルであつたといわれる。これは当然カナダ、オーストラリア、西阿、南ローデシヤ等の産金国の不満を買う所となつた。このため基金も産金国からの圧迫に抗し切れず、昨年九月基金理事会は美術工業用金に限り、プレミアム付価格による取引を許すに至り、産金国の要望に一部応えることとした。このように基金は協定の許す範囲内で産金国に譲歩して来たのであるが、しかし根本の金価格の点に触れない譲歩は結局産金国にとつて些したる意義を有しない。殊に基金の右措置により金の自由価格は却つて昨年六月のパリ市場の四三三ドルから本年六月には三八八ドルへと低下しており、基金の眞の意図が産金国に譲歩するという点よりもむしろ自由市場における金価格を低落せしめ基金の金に対する支配力を強化せんとする点にあつたことを示している。

かくて産金国は従来金のプレミアム付売却に伴う利益を基金に公認せしめるため向けていた努力を更めて正面から金の公定価格引上げを要求する面に切替える

こととなつた。この際の根拠はいうまでもなく金の公定価格が不当に低位に据置かれていた点を主とするものであるが、同時に南阿連邦等を中心としてドル不足の解決策という面から取上げられて来たことは新しい傾向として注目し得る所であり、又それだけにすくなくからぬ共感を呼び起している。即ち此の主張は世界産金量の約七割を供給するスターリング地域は金価格の引下げによりその通貨準備を増大し得ることは勿論著しくその経済力を強化することができ、ポンドの相次ぐ危機を克服しその交換性の回復も可能となるのである。

通貨準備増加の観点からする金価格引上げ問題は昨年十一月発表された「国際経済安定のための施策」と題する国際連合の報告にみられる。同報告によれば「米金を除く自由諸国の一九五一年中央における金及びドルの公的保有額は一九三七年と比較して増増加しているに過ぎない。米ドルに換算した最近の輸入総額は物価騰貴による影響があるとはいえ、二・五倍に、米国からの輸入は約五倍に達している。このような僅少な準備を以てしては国際収支の危機を克服することは到底できない。」と述べ、このため準備増加の方法として金の公定価格の引上げを勧告し、次の諸点を指摘している。

(イ) 金の公定価格は戦前と異ならず、他方国際貿易額は約二倍に達し、国際収支の変動に対する金準備の効果は半減している。今金の価格は二五%、五〇%、又は一〇〇%引上げれば、米国以外の準備はそれぞれ三〇億ドル、六〇億ドル、又は一二〇億ドル増加する。

(ロ) 成程金価格引上げはインフレ誘発の危険を孕んでいる。しかし金融政策によつて金価格引上げの影響を喰ひ止めることができる。更に金価格引上げによる準備の増加は過去二十年間平価切下げを繰返してきた多数通貨の信用を増加させる。

(ハ) 金価格引上げによる金生産の促進は一種の浪費であることは認めなければならぬが、これは世界資源の一%という僅少な浪費であつて、準備増加により国際収支危機、失業の危険、貿易制限を緩和することができるはずれば、利益は損失を大きく上廻るのであろう。

しかしながら右の国際連合の勧告の如く金準備増加の一方策としての金価格引

ブレトン・ウッズ機構をめぐる若干の問題

上げによる利益は或程度認めうるとしてもこれを過大評価することはできないであらう。米国の見解も金価格引上げに關し大体次の諸点を挙げ反対している。

第一に金価格引上げは産金国及び金保有国を利するのみであつて、必ずしもドル不足に悩む国全体を救済する手段とはならない。しかも引上げにより米国の援助は實質的に減少するのみであつて金価格引上げによる利益は援助の減少による損失で減殺される。第二に金価格引上げは危機救済のための正政法とはいえない。世界経済が直面している問題は世界経済の安定と発展であつて、単なる金価格の引上げによつて解決しうるものではない。第三に金価格引上げは準備の増加を齎すが、同時に現在完全雇用に近い状態下に再準備に喘いでいる各国にインフレーションを齎すこととなり、しかも金融統制によつてその影響を遮断することは至難であらう。金価格引上げの問題は九月の基金総務会で南阿代表によつて提案されたが、以上のような米国及び基金の反対に逢い何等結論をみるに至らなかつた。

なお最近注目される提案として金価格引上げによる米、カナダ等の金準備評価益を以て各国の通貨安定クレジットを設定する計画が論ぜられているが、米国の反対から金価格引上げの実現性は薄いと見ても、このような論議の行われることは注目されるべき傾向であらう(ちなみに基金協定第四条第七項は全加盟国による金価格の一律引上げを認めている。但しこれのために総投票権数の過半数の賛成を必要とする外、総割当額の一〇%以上を有する加盟国のすべてによつて承認されねばならない。従つて米国が反対する限り金価格の引上げは不可能である)。

三、国際復興開発銀行

(1) 貸出状況

一九四六年六月二十五日業務開始から本年六月末までの国際復興開発銀行の貸出は第二表の如く、一、四一二百万ドル(六八件)に達している。当初の貸出は専らヨーロッパ経済復興に向けられていたが、マシヤル・プラン発足を契機に、ヨーロッパ経済復興の任務はこれに譲り、最近では専ら後進地域開発のための貸出に主力を向けている。このことはERP参加国にとつては国際復興開発銀行の融資を受けるよりも返済義務を伴わない米国の援助に依存する方が有利なこと、

及び銀行としても融資による復興援助は単にドル不足の問題を将来に引き延ばし、又救済的性格を有するヨーロッパ援助に介入することは銀行という性格からみても必ずしも望ましくないという配慮に基くものとみられる。他方後進地開発用貸出に重点を置く傾向は朝鮮動乱勃発以後、戦略物資開発の必要に迫られ、拍車がかげられている。

(第二表) 銀行の各年別・地域別貸付状況 (単位 百万ドル)

年	地域別貸付状況				計
	欧州	ラテンアメリカ	アジア	リアフ	
一九四七年	四九三	一	一	一	四九三
一九四八	一六	一六	一	一	三二
一九四九	四八	一二七	四四	一	二一九
一九五〇	九〇	一八二	一	七	二七九
一九五一	四一	四五	一	二二	二〇八

(第三表) 国際復興開発銀行融資状況(一九五一年七月—一九五二年六月)

貸出先	契約日	貸出承認額 (千ドル)	利率 (%)	満期	目的
ベルギー領 Belgian Congo (保証人)	一九五一年九月三	三〇、〇〇〇	四½%	一九五七—一九七六	ベルギー領、コンゴ十カ年開発計画用設備資材
チリ Fomento (保証人)	一九五一年一〇一〇	一、三〇〇	四¾%	一九五五—一九六一	地下水源開発
イタリア Cassa per la mezogiorno (保証人)	一九五一年一〇一〇	一〇、〇〇〇	四½%	一九五六—一九七六	南イタリア十カ年開発計画用設備及び資材
ユーゴスラヴィア	一九五一年一〇二一	二八、〇〇〇	四½%	一九五五—一九七六	電力、石炭、非鉄金属、製造業、林業、農業、漁業 輸送業の生産増強資金
ニカラグア	一九五一年一〇二九	五五〇	四¾%	一九五四—一九六二	穀類倉庫建設
アイスランド	一九五一年一一一	一、〇〇八	四½%	一九五六—一九七三	農業開発
ホンジュラス Hidroelectrica del Rio Labruga (保証人)	一九五一年一一一三	二、四〇〇	四½%	一九五四—一九七二	電力開発
パラグアイ	一九五一年一二一七	五、〇〇〇	四¾%	一九五四—一九六〇	農業開発

今年六月に終る過去一年間の同行の貸出状況をみれば第三表の通りであつてその貸出の殆んどすべてが開発用貸出に向けられていることが明らかである。同期間中貸出総計は二九八・六百万ドル(一九九件)に達しているが、同期間における輸出入銀行の貸出額が四七二百万ドルに達しているのに比べれば国際機構としての同行の活動状況は必ずしも活潑であるとはいえないであろう。これは資金面からの制約があるのみならず、貸出が開発計画に向けられている結果、貸出条件を厳格に実施せざるを得なかつたためである。

ちなみに本年三月末における計画別の貸出内訳をみれば貸出総計一、三二六百万ドル中、電力三四三百万ドル、交通、運輸三〇七百万ドル、農業及び林業一六六百万ドル、工業五五〇百万ドルである。

計	一九五二年 一—六月	二七	六七	五八	二八	一八〇
	六二六	三四五	二八四	一五六	一、四二二	

メキシコ(保証人) Financiera and Comision	一九五二・一・一一	二九、七〇〇	四 $\frac{1}{2}$	一九五五—一九七七	電力開発
イギリス(保証人) Southern Rhodesia	一九五二・一・三三	二、五〇〇	四 $\frac{1}{2}$	一九五四—一九六七	港湾改修
オランダ(保証人) KLM Royal Dutch Airlines	一九五二・二・二七	二八、〇〇〇	四 $\frac{1}{4}$	一九五六—一九七七	電力開発
パキスタン	一九五二・三・二〇	七、〇〇〇	四 $\frac{1}{8}$	一九五四—一九五八	飛行機買付
フィンランド	一九五二・三・二七	二七、二〇〇	四 $\frac{5}{8}$	一九五四—一九六七	鉄道復旧
Bank of Finland	一九五二・四・三〇	二〇、〇〇〇	四 $\frac{3}{4}$	一九五五—一九七〇	農、工業の発展及び輸出増進
ペキスタン	一九五二・六・一四	三、二五〇	四 $\frac{1}{8}$	一九五四—一九五九	パンジヤブ地方の荒地開墾
トルコ(保証人) Republic of Turkey	一九五二・六・一八	二五、二〇〇	四 $\frac{3}{4}$	一九五七—一九七七	アダナ平原の開発
ブラジル(保証人) Comissas Estradual de Energia Eletri- ca	一九五二・六・二七	二五、〇〇〇	四 $\frac{3}{4}$	一九五七—一九七七	電力開発
		一二、五〇〇	四 $\frac{1}{8}$	一九五六—一九六七	鉄道復旧

(2) 貸出余力の問題

国際復興開発銀行の貸出資金の源泉は自己資金と借入資金とに大別し得る。銀行の授權資本金は一〇〇億ドル、うち本年六月末現在の応募済資本金は八、四五三百万ドルであるが、実際の貸出資金の源泉たる払込済資本金は各加盟国割当額の二〇％に相当する金又は米ドルによる払込分一六五百万ドルと同じく一八％に当る自国通貨による払込分一、五二一百万ドル(うち米ドル五七一百万ドル、その他通貨九五〇百万ドル)である。自国通貨による払込分は銀行が使用するに当り、予め払込国の同意をうることを必要とする。この分はその国の開發用資材の輸出余力又は通貨の自由交換性の有無によつて利用価値が異なることはいうまでもないが、銀行は可及的速かに加盟国が使用承認を与えることを要望している。現在米国がその金額五七一百万ドルの無条件使用を許可している外、若干の国が自国通貨による払込分について条件附又は無条件で使用承認を与えている。但し米国外の国で個々の場合に協議を必要とせず、その一部又は全部を無条件で使

用することを許可しているのはカナダ、エクアドル、エルサルヴァドル、ポンヂユラス(以上全額)、ベルギー、デンマーク、フランス、ガアテマラ、イタリー、メキシコ、パラグワイ、英国(以上一部)の各国通貨による払込分で九二百万ドルに過ぎない。

以上の自己資本による貸出利用資金は十分とはいえず、このため銀行は債券を發行し資金を調達し得ることとなつてゐる。これによる借入の限度には制限が設けられていないが、銀行の行う保証、貸出参加及び直接貸出残高は銀行の瑕疵なき応募済資本金、準備金、剰余金の合計を越えることができなから、この面から間接的な制限があるものと解される。戦後のドル不足に直面して借入申込は米ドルに集中している今日、各国の金又はドルによる割当額の二〇％の払込分及び米国の出資分の合計七三七百万ドルを以てしては、現実の要求に及び切れないことはいうまでもなく、このため米ドル債券の發行が圧倒的に多い。現在債券發行額は米ドルに換算で五億ドルに達しているが、うち米ドル債券は六銘柄、計四五

○百万ドルで圧倒的に多く、残余は米ドル以外の通貨を以て開発計画を賄い得るような措置を促進するための英ポンド債券五百万ポンド、カナダ・ドル債券一百万カナダ・ドル、スイス・フラン債券三銘柄計九五・五百万スイス・フランである。英ポンド債券及びカナダ・ドル債券は開発用資材の輸入資金調達のため又スイス・フラン債券はスイス・フランが硬貨であるために発行されたものである。

この外銀行の貸出証書を他の一般金融機関に転売して資金を調達する途も開かれ、その件数も最近増加しているが、六月末六三百万ドルに過ぎない。

以上の如き銀行の貸出可能資金と実際の貸出額から本年六月末の貸付余力を算定すれば次の如くである。

(a) 貸出可能資金	
応募資本金中	百万ドル
加盟国応募額二%払込部分(金又はドル)	一六五・五
米国応募額一八%払込部分	五七一・五
その他加盟国使用承認払込部分	九一・九
計	八二八・九
剰余金中利用可能資金純額	五九・〇
起債額	四九九・九
貸出証書売却その他	六三・二
総計	一、四五一・〇
(b) 貸出純額	
貸出決定額	一、三八二・四
未引出額	五〇五・九
差引	八七六・五
(c) 貸出余力	五七四・五

以上の如く銀行が利用しうる資金から貸出済額を差引けば銀行の貸出余力は五四・五百万ドルであるが、このうちに貸出決定額中の未引出額五〇五・九百万ドルが含まれていることを考慮すれば新規貸出に應じ得る額は差引僅か六八・六

百万ドルに過ぎず、従つて現行協定の下では資本応募額の一八%に相当する各国通貨による払込部分の使用承認を得るか、貸出証書を他に転売するか、或は引続き新規債券を発行しなければならぬ。

(3) 貸出に関する諸制限

銀行は貸出に当り、政治的救済的貸付を極力避けることを方針とすると共に個々の貸出について、返済が確実なこと、他の一般金融機関を通じて借入人が合理的条件でその貸出を受けることができないと認められること等国際金融機関としての銀行の性格から当然と考えられる基準を設けているが、この外民間対外投資の促進という銀行の政策目標からみて、必ずしも適切とは考えられない制限もある。以下貸出に当つて問題となつている点を指摘すれば次の通りである。

第一の問題は銀行の便益は加盟国政府又はその国の民間業者に対して与えられ、特に民間業者が借入人である場合には政府又はその国の中央銀行が元本の償還、利子、手数料の支払につき保証を与えなければならないという点である。一般に民間企業は政府の保証が政府の民間企業への介入を誘発するという懸念から銀行からの借入に消極的であるが、他方政府としても自由企業体制の下で一民間企業のみを保証を与えることは政治的見地からみて洩る傾向がある。このため銀行は極めて有望な民間企業への貸出も行い得ないこととなり、この面から銀行の業務は支障を来している。

第二に貸出の対象となる通貨は借入国が直接必要とする外貨資金に限られることである。即ち銀行の貸出は事業計画を遂行するために必要な設備又は役務の輸入のため必要な外貨資金であつて、その事業に必要な設備又は役務を国内で調達し、その結果生ずる間接的輸入需要の増加に伴う外貨所要額の貸出は原則として禁止されている。但し(1)貸出の対象となる計画が経済的緊急性があり、他の事業計画に直接必要な外貨を貸付けるよりも当該事業計画のための間接的費用を貸付けた方が有用である場合、(2)国内費用が利用できる国内資金源を以てしては十分賄いえない場合、(3)借入国が消費物資又は原材料輸入のため、外貨を補わなければ国内インフレを惹起すること明かな場合には間接的外貨所要額を貸付ける余地を残している。これが所謂インパクト・ローン(Impact Loan)であつて、

最近イタリー、ベルギーに対してこの種の貸出が行われ、貸出の新方法として注目を惹いている。更に貸出の対象は外貨であつて、借入国の国内通貨であつてはならない。即ち銀行は貸出の対象たる計画を行うためにどれだけの外貨が必要であるかという点を審査の上、その計画のうちその所要外貨資金だけを供給することとなる。これは国内の資金は可及的に借入国において動員すべきであるとする銀行の貸付方針に沿つたものであるが、このような制約のため国内資金が不足して計画を遂行し得ない憾みがあり、これが緩和が叫ばれている。

第三に銀行の貸出は原則として復興又は開発のための特定計画でなければならぬ。このため貸出資金が使用される物資又は役務の内容、使途が明かにされなければならぬ。これは使途の明確化により、同行の目的とする相手国の生活水準、労働条件、生産性の向上に資することができるかどうかを判断しようというのである。右の原則を確保するために銀行は貸付全額を一時に交付することなく先ず借入人名義で勘定を開き、事業計画に関連する諸費用をそれが現実に必要となるに依りて引出を許すこととしている。

(4) 国際金融会社の構想

本年四月二十九日ブラック国際復興開発銀行総裁はリー国連総長に対し、「国際金融会社(IFC)設立提案に関する報告」を提出した。これは昨年三月米国内閣開発諮問会議の行つた国際金融会社設立提案を国際連合経済社会理事会の要請に基づき、検討したものである。同会社は国際復興開発銀行の後進地域に対する民間投資促進機構の欠陥を補うとするものである。右の報告書に沿つて国際金融会社の構想をみれば次の通りである。

(イ) 会社の目的と性格

会社の目的は株式投資及び政府保証のない貸付を通じ、後進地域における生産的な個人企業に援助を与えるにある。後進地域に対する民間投資促進は国際復興開発銀行の主要業務である。しかしながら同行の行つてきた貸付の大部分は電力、電信電話、瓦斯、水道等公共的性格をもつ政府計画のための貸出に集中し、民間企業への直接貸付は極めて少い。これは前述した如く第一に民間企業への貸出には政府又は中央銀行の保証がなければならず、第二に同行は株式

ブレトン・ウッズ機構をめぐる若干の問題

投資に携ふことができず、従つて同行は有望と考えられる事業計画をこれらの諸制限のために考慮できない立場に置かれていたためである。国際金融会社は正にこれらの諸欠陥を補い、政府の保証のない貸出及び株式投資を行わんとするものである。

(ロ) 融資方法

融資方式は株式投資と直接貸出の二つであるが、報告では「直接貸出は既存企業の拡張計画に、又株式投資は新企業計画に多い」とみている。勿論両者の併用も可能である。この外転換社債、無担保社債、優先株への投資等一般の健全な事業判断に基づく方式も検討することを謳つている。又融資に當つて商業採算を考慮し、収益が少い会社への投資は極力避け、生産的な事業にのみ投資すべきであるとしている。なお会社の業務は国際復興開発銀行に比し投機的色彩が強いから、利潤は十分損失を償ふものでなければならぬとされる。

(ハ) 国際復興開発銀行との関係

国際金融会社は国際復興開発銀行と同族関係にあり、銀行の監督下に置かれるものとする。これは過去六年間の銀行の経験を生かし、会社の予算節約にもなるといわれている。このため銀行の役員は職権上会社の取締役会を構成し、銀行の総裁は会社の取締役会長となり、社長を選任する権限を持つことが望ましいとされている。

但し資本関係では会社は銀行から独立するものとし、資本は各国政府で賄う。その出資は無議決権優先株又は配当金支払等限られた議決権優先株の引受けという形で行われる。資本総額は四億ドル、うち三分の一は当初払込むものとし、各国政府の引受額は銀行の株式への応募額に比例するものとする。

以上の提案は後進地域開発に關して国際復興開発銀行の役割が極めて大きいにも拘わらず、種々の制約から十分の活動をなし得なかつた欠陥を或程度是正するものとして注目を惹くものがある。九月メキシコ・シチーで開催された銀行総務会でも会社設立問題の経過が説明され、開発資金不足に悩む各国の支持があつたが、スナイダー財務長官は米国の議会筋及び国内金融業者の反対を見越してはつきりした見解の表明を控えており、会社設立まで曲折を経るものとみられる。他

方被投資国の外国為替不足による利潤送金の阻害という一般的な制約が存する外、会社自身極めて小額の資本金しか有さないという資金面からの制約等もあり、本案の実現をみたとしても果してどれ程の効果を挙げ得るか疑問であらう。

四、むすび

以上の如く国際通貨基金及び国際復興開発銀行の前途には解決を迫られている多くの問題が山積している。これらの問題をいかにして解決するかは同時に本機構の存廃にもかかわるものである。最近における基金の為替制限撤廃を条件とする資金利用緩和の動きや国際金融会社設立案に見る如き銀行の融資条件緩和の動きはある意味では加盟国から無意義な存在として葬り去られようとしている同機構への信頼を回復しようとする努力とも解される。既述のように両機関は戦後の国際経済がある程度ノーマルな状況であることを予想して創設せられたものである。従つて余りにも不均衡にみちた現実の国際経済下においてこれらが十全の機能を發揮し得ないことは当然といわねばならず、英国が新たな国際会議を開催し、現状に即した国際通貨金融機構の設立を提案している意図もここにある。たゞそれにしても従來の経過はこのような根本的な不均衡を考慮に入れても両機関の活動には遺憾とすべき点があつたように考えられる。

今回のメキシコ・シチイーにおける両機関の総務会はその性格上討論の域を出ず、僅かにオランダ等が現在実施中のドルの優先外貨制度の実情調査方(ベルギー提案)が基金総務会で可決された外、何等具体的結論を得るに至らなかつた。しかしながら世界の財政金融首脳者が一堂に会しただけに何等かの成果があつたこととは否み得ず、十一月の米国大統領選挙、英連邦首相会議にも関連して今後の両機関の動きは注目を惹くものがある。(佐藤)

GATT加入の効果と影響について

昭和27・12・1

目次

一、はしがき

——GATTの国際経済上の役割——

二、GATTの主要内容

(一) 第一部

(二) 第二部

(三) 第三部

三、GATT加入の効果

(一) 関税上の最惠国待遇の効果

(1) 現行の関税譲許に均霑し得る利益

(2) 加入に際し或は今後の関税交渉により新たに関税譲許を受け得る利益

(3) 譲許関税率の一方的引上げを免れ得る利益

(4) 関税上の最惠国待遇原則の例外

(イ) 特惠国間の特惠的待遇

(ロ) 緊急の場合の特例

(ハ) 関税交渉を行わず且つ関税譲許の適用に不同意の場合の特例

(ニ) 通商上の無差別待遇の効果

(三) わが国が与える関税譲許及び無差別待遇の影響

(1) 関税譲許について

(2) 輸出入制限の原則的禁止及び無差別待遇について

(3) その他